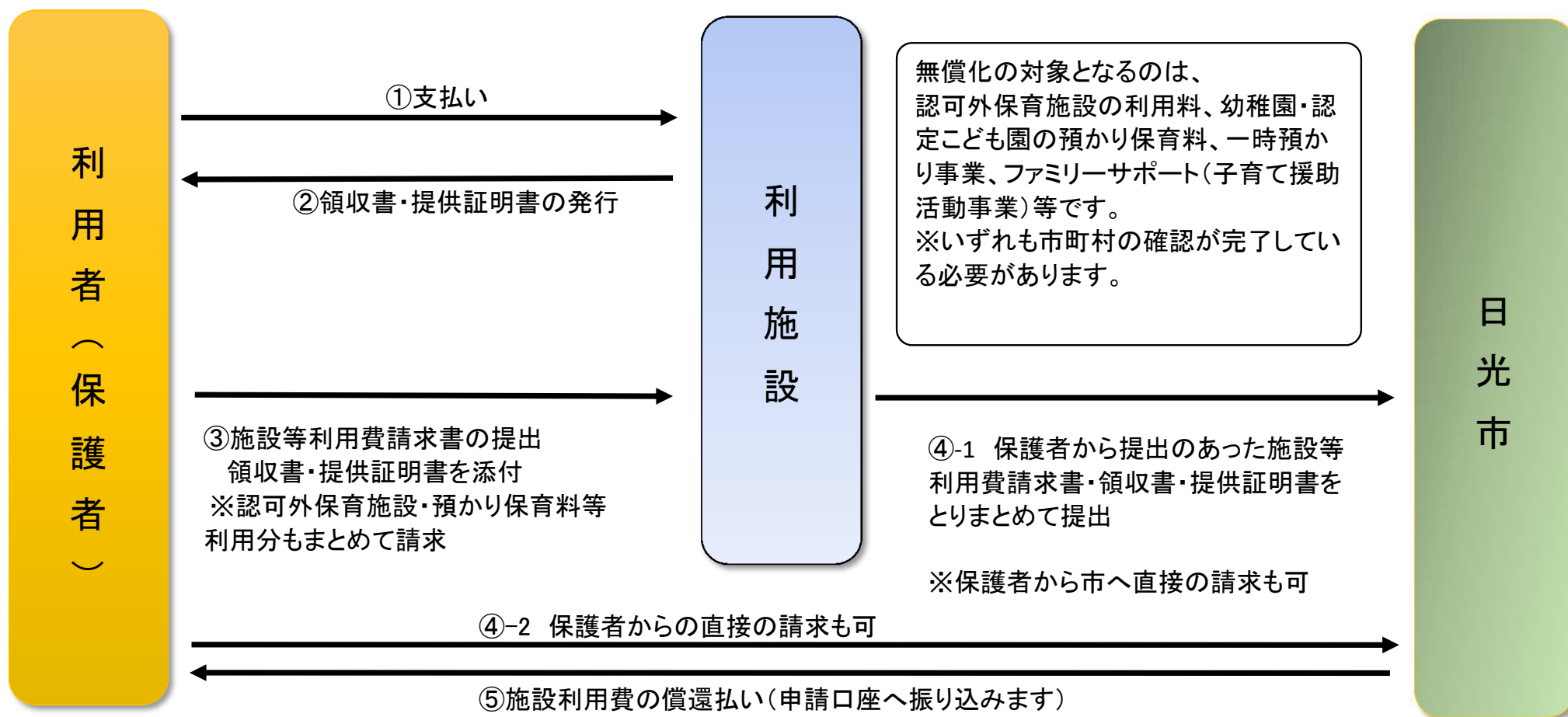


幼児教育・保育の無償化の認定を受けられた方の手続きについて

- ・ 無償化の対象となる認可外保育施設利用料や預かり保育料等は、まず①施設に支払いをし、②領収証等をいただいたうえで③～④日光市へ請求(償還払い)の手続きを行ってください



※ ファミリーサポート事業を利用されている場合で申請される方は、活動報告書が必要です。

※ 新2・3号認定を受けられた場合でも施設や利用方法により、必ず無償化になることはありません。詳しくは担当課へお問い合わせください